

1. 当院は、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年4月30日厚生省令第13号）に基づく「保険医療機関」です。
2. 当院は、生活保護法による医療を担当する「指定医療機関」です。
3. 当院は、労働災害による療養取扱を担当する「労災保険指定病院」です
4. 当院は、以下の施設基準について九州厚生局長の承認を受けております。

1) 診療時間

当院の診療時間は、次のとおりです。
初診受付時間 8：30～11：00 再来受付時間 8：30～12：00（予約の方は除く）
診療時間 9：00～17：00（休診日は、土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日）

2) 基本診療料の施設基準

電子的診療情報連携体制整備加算3	（外医DX3）	第258号	無菌治療室管理加算1	（無菌1）	第1号
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準（入減免）		第47号	医療安全対策加算2	（医療安全2）	第150号
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）	（一般入院）	第2100号	感染対策向上加算2	（感染対策2）	第43号
診療録管理体制加算1	（診療録1）	第51号	データ提出加算	（データ提）	第136号
医師事務作業補助体制加算1	（事補1）	第239号	入院支援加算1	（入退支）	第366号
電子的診療情報連携体制整備加算2	（入医DX2）	第69号	認知症ケア加算3	（認ケア）	第110号
療養環境加算	（療）	第399号	せん妄ハイリスク患者ケア加算	（せん妄ケア）	第54号
重症者等療養環境特別加算	（重）	第356号			

3) 特掲診療料の施設基準

遠隔モニタリング加算（心臓ペースメーカー）	（遠隔ペ）	第22号	組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）		
がん性疼痛緩和指導管理料	（がん疼）	第25号		（組再乳）	第10号
がん患者指導管理料イ	（がん指イ）	第8号	椎間板内酵素注入療法	（椎酵注）	第1号
がん患者指導管理料ロ	（がん指ロ）	第13号	乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）	（乳セ2）	第18号
がん患者指導管理料ハ	（がん指ハ）	第14号	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）		
小児運動器疾患指導管理料	（小運指管）	第26号		（ゲル乳再）	第8号
婦人科特定疾患治療管理料	（婦特管）	第55号	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	（ペ）	第8号
外来放射線照射診療料	（放射診）	第8号	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）	（大）	第10号
外来腫瘍化学療法診療料1	（外化診1）	第32号	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	（バ経静脈）	第10号
連携充実加算	（外化連）	第18号	子宮悪性腫瘍手術（子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算1又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算2を算定する場合に限る。）	（子悪セ）	第2号
がん治療連携指導料	（がん指）	第115号	医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術	（胃瘻造）	第44号
薬剤管理指導料	（薬）	第89号	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	（造設前）	第28号
医療機器安全管理料1	（機安1）	第50号	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	（胃瘻造嚥）	第20号
医療機器安全管理料2	（機安2）	第17号	吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）1		
遺伝学的検査	（遺伝検1）	第11号			
BRCA1/2遺伝子検査	（BRCA）	第39号	麻酔管理料（I）	（吸静深1）	第17号
HPV核酸検出、HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	（HPV）	第114号	放射線治療専任加算	（麻管I）	第182号
検体検査管理加算（Ⅲ）	（検Ⅲ）	第32号	外来放射線治療加算	（放専）	第20号
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	（歩行）	第5号	高エネルギー放射線治療	（外放）	第8号
ヘッドアップティルト試験	（ヘッド）	第18号	高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）	（高放）	第76号
画像診断管理加算2	（画2）	第57号			
遠隔画像診断	（遠画）	第23号	強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）	（高放乳寡）	第11号
CT撮影及びMRI撮影	（C・M）	第680号			
冠動脈CT撮影加算	（冠動C）	第28号	強度変調放射線治療（IMRT）	（強放前寡）	第11号
心臓MRI撮影加算	（心臓M）	第30号	画像誘導放射線治療（IGRT）	（強度）	第2号
乳房MRI撮影加算	（乳房M）	第10号	体外照射呼吸性移動対策加算	（画誘）	第10号
外来化学療法加算1	（外化1）	第29号	定位放射線治療	（体対策）	第1号
無菌製剤処理料	（菌）	第34号	定位放射線治療呼吸性移動対策加算	（直放）	第2号
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	（脳Ⅱ）	第241号	画像誘導密封小線源治療加算	（定対策）	第1号
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	（運Ⅰ）	第221号	外来・在宅ベースアップ評価料	（誘密）	第2号
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	（呼Ⅰ）	第139号	入院ベースアップ評価料	（外在ベI注）	第683号
がん患者リハビリテーション料	（がんリハ）	第64号		（入ベ116）	第2号

4) 入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。又、食堂加算の要件を満たす食堂にて食事を提供しています。

5) 手術の施設基準及び年間手術件数

肝切除術等	5例	経皮的冠動脈形成術		経皮的冠動脈ステント留置術	
子宮附属器悪性腫瘍手術等	10例	(1) 急性心筋梗塞に対するもの	0例	(1) 急性心筋梗塞に対するもの	0例
胸腔鏡下並びに腹腔鏡下手術	146例	(2) 不安定狭心症に対するもの	0例	(2) 不安定狭心症に対するもの	0例
人工関節置換術	73例	(3) その他のもの	0例	(3) その他のもの	0例
ペースメーカー移植術	5例				
ペースメーカー交換術	3例				

5. 当院の諸料金規程に基づくもの（私費）

- 1) 特別室の使用料（普通室の料金に1日につき加算する額）
特別室A 33,000円 特別室B 11,000円 特別室C 8,800円 特別室D 5,500円 特別室E 2,000円
- 2) 文書料等
診断書料 1通につき 2,200円 死亡診断書料（死体検案書）料 1通につき 5,500円
特殊診断書料 1通につき 7,700円 特殊証明書料 1通につき 5,500円
面談料 1回につき 5,500円 証明書料 1通につき 2,200円
特定医療（指定難病）診断書料 1通につき 5,500円 小児慢性特定疾病診断書（医療意見書）料 1通につき 5,500円
肝炎治療特別推進事業診断書料 1通につき 5,500円 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業診断書料 1通につき 5,500円
- 3) 診療録複写料（電子式複写） 1枚につき 20円
- 4) CD-R複写料 1枚につき 1,100円
- 5) 予防接種料
インフルエンザHAワクチン 5,320円 肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス） 5,830円
肺炎球菌ワクチン（プレベナー） 9,080円 带状疱疹ワクチン 19,500円
組換えRSウィルスワクチン 23,300円
- 6) セカンドオピニオン料 1時間まで 33,000円
1時間を超えるときは 20分を増すごとに 11,000円
- 7) セーフティセット（男性用） 7,900円 セーフティセット（女性用） 8,740円 寝巻使用時加算 1,760円
- 8) 病衣貸与料 1日につき 73円
- 9) 成人用紙おむつ使用料 1日につき 330円
- 10) リンパ浮腫外来 40分 6,600円
- 11) 長期入院のための選定療養費の対象となった患者については、負担額所定点数に10円を乗じた額から特定療養費を控除し、その額に消費税相当額を加算した料金の額を徴収する。
- 12) 後発医薬品を処方・調剤できる場合であって、患者希望により先発医薬品を処方・調剤し、当該処方等が、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第15号に規定する後発医薬品のある同号に規定する先発医薬品の処方等又は調剤に係る療養に該当する場合、当該先発医薬品の薬価から後発医薬品の薬価を控除して得た額に2分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に消費税相当額を加算した料金の額を徴収する。